

○志木市介護給付費等支給審査会委員条例

平成18年3月24日条例第8号

改正

平成25年3月26日条例第7号

平成28年12月20日条例第27号

志木市介護給付費等支給審査会委員条例

(介護給付費等支給審査会の委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第16条第1項の条例で定める介護給付費等支給審査会の委員の定数は、7人とする。

(介護給付費等支給審査会の委員の任期)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第7号抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）

この条例は、平成29年6月1日から施行する。